

地球温暖化防止に関する地方自治体の取り組み調査
報告書

2013年10月

特定非営利活動法人 気候ネットワーク

地球温暖化防止に関する地方自治体の取り組み調査 報告

NPO 法人気候ネットワーク

I. 調査の概要について

1.1 調査の目的と概要

2011年3月の東日本大震災の影響による福島第一原発の事故によって、環境・エネルギー政策は日本の大きな課題となり、同時に自治体にとっても喫緊の政策課題になりつつある。そういった状況を踏まえ、都道府県や市町村における温暖化対策やエネルギー対策の進捗状況や課題などについて把握することを目的にNPO法人気候ネットワークでは、2013年1月から3月にかけて、全国の都道府県（47）、政令市（20）、近畿圏の全市町村（194）計261自治体を対象にアンケート調査を行なった。その結果、2013年4月現時点までに179自治体からの回答を得た（回収率68.6%）。

1.2 調査の対象と方法

- (1) 調査主体：NPO 法人気候ネットワーク
- (2) 対象：全国の都道府県（47）、政令市（20）、近畿圏の全市町村（194） 計261自治体
- (3) 手法：環境省近畿地方事務所から近畿圏の市町村，都道府県の担当窓口のリストの提供を受け，対象自治体の環境・温暖化関連部局を対象にアンケート調査票を郵送し，郵送による返信またはEメールにて回答票の回収を行った。
- (4) 回収状況：2013年4月現時点までに179自治体からの回答を得た。回収率は68.6%（179/261）となった。

図表 1 自治体区分別回収状況

分類	回収数	自治体数	回収率
京都府	14	25	56.0%
滋賀県	12	19	63.2%
大阪府	28	41	68.3%
奈良県	21	39	53.8%
兵庫県	25	40	62.5%
和歌山県	12	30	40.0%
政令市	20	20	100.0%
都道府県	47	47	100.0%
合計	179	261	68.6%

(※近畿圏府県別の自治体数、回収数には、政令市を含まず。)

II. 温暖化対策全般について

2.1 温暖化対策担当部署について

温暖化対策を担当する部署については、「温暖化」という名称の付いた担当部署は、38 あった。そのうち温暖化統括本部が1、温暖化対策に関する課レベル、室レベルがそれぞれ11 あった。その他、グループや係など15 程となった。政令市や都道府県では、温暖化関連部署を設置している自治体も多い。「その他」と答えた自治体では、総務、企画や生活課、農村振興、地域振興、建設課などがあつた。

図表 2 温暖化担当部局 と 自治体区分 のクロス表

		自治体区分			合計
		市町村	政令市	都道府県	
未記入	度数	1	0	0	1
	自治体区分 の %	0.9%	0.0%	0.0%	0.6%
温暖化関連部署	度数	2	9	27	38
	自治体区分 の %	1.8%	45.0%	57.4%	21.2%
温暖化担当部局 環境関連部署	度数	91	11	20	122
	自治体区分 の %	81.3%	55.0%	42.6%	68.2%
その他部署	度数	18	0	0	18
	自治体区分 の %	16.1%	0.0%	0.0%	10.1%
合計	度数	112	20	47	179
	自治体区分 の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2.2 温暖化対策を担当する職員について

市町村レベルで温暖化対策を専門に担当している職員を有しているのは、全体の37%の自治体に及んだ。自治体区分別に見ると、市町村で専任職員を有しているのはわずかに7自治体のみであつたが、都道府県、政令指定都市の多くでは専任職員がいることが分かつた。

専任職員の数については、市町村では10人までだが、政令市や都道府県では10人以上の専任職員を抱える自治体も一定数あり、30人以上の専任職員を抱える自治体もある。20人以上の専任職員を有していたのは、政令市では名古屋市、京都市、都道府県では東京都と埼玉県であつた。

一方、兼任職員の数については、市町村で1~9人の兼任職員がいる自治体が多く、10人以上の兼任職員を有している自治体も5ある。政令市や都道府県では、30人以上の専任職員を有している自治体もあるものの、専任職員が多い自治体ほど兼任職員の数に逆になくなる逆相関の傾向が見られた。

図表 3 Q2 温暖化対策を専門で担当している職員の有無

			自治体区分			合計
			市町村	政令市	都道府県	
問 2	いる	度数	7	16	43	66
		自治体区分の%	6.3%	84.2%	91.5%	37.1%
	いない	度数	105	3	4	112
		自治体区分の%	93.8%	15.8%	8.5%	62.9%
合計		度数	112	19	47	178
		自治体区分の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 4 Q3 自治体区分別の専任職員の数

			自治体区分			合計
			市町村	政令市	都道府県	
問 3	0 人	度数	63	1	0	64
		自治体区分の%	91.3%	5.9%	0.0%	49.6%
	1～9 人	度数	6	9	31	46
		自治体区分の%	8.7%	52.9%	72.1%	35.7%
	10～19 人	度数	0	5	10	15
		自治体区分の%	0.0%	29.4%	23.3%	11.6%
	20～29 人	度数	0	2	0	2
		自治体区分の%	0.0%	11.8%	0.0%	1.6%
	30 人以上	度数	0	0	2	2
		自治体区分の%	0.0%	0.0%	4.7%	1.6%
合計		度数	69	17	43	129
		自治体区分の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

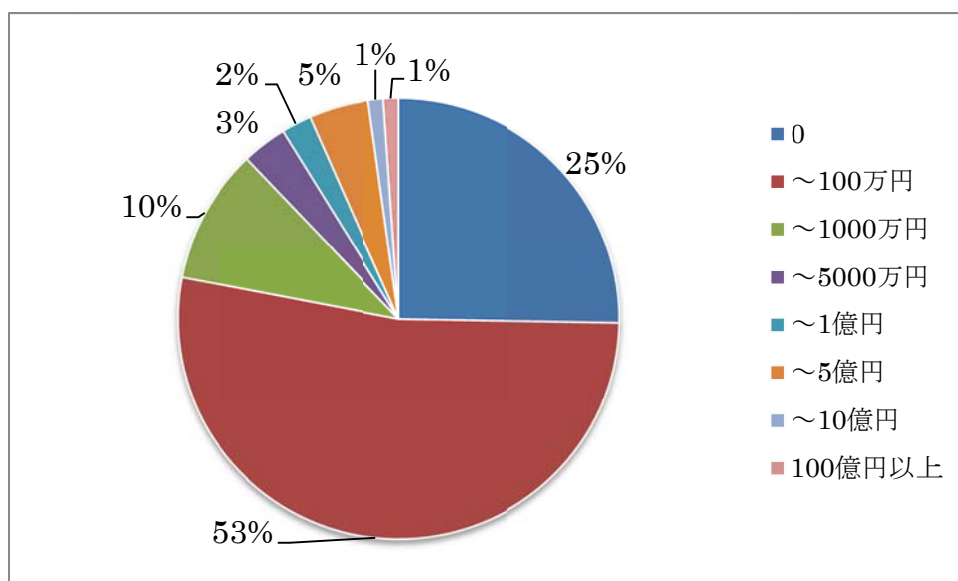
図表 5 Q3 自治体区分別の兼任職員の数

	自治体区分			合計	
	市町村	政令市	都道府県		
問3 0人	度数	1	3	3	7
	自治体区分の%	1.1%	33.3%	13.6%	5.7%
1~9人	度数	89	4	17	110
	自治体区分の%	97.8%	44.4%	77.3%	90.2%
10~19人	度数	1	0	1	2
	自治体区分の%	1.1%	0.0%	4.5%	1.6%
20~29人	度数	0	0	0	0
	自治体区分の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30人以上	度数	0	2	1	3
	自治体区分の%	0.0%	22.2%	4.5%	2.5%
合計	度数	91	9	22	122
	自治体区分の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2.3 2012年度の温暖化対策関連の予算総額

温暖化対策関連の予算額については、100万円以下が最も多く、予算を持たない自治体も少なくない。一方で1億円を超える予算を持つ自治体も10%近くあった。

また、予算の規模は自治体区分別で見ると、政令市や都道府県において市町村よりも大きくなっている。



図表 6 Q4 温暖化対策関連の予算規模

図表 7 Q4 自治体区分別の温暖化対策関連の予算規模

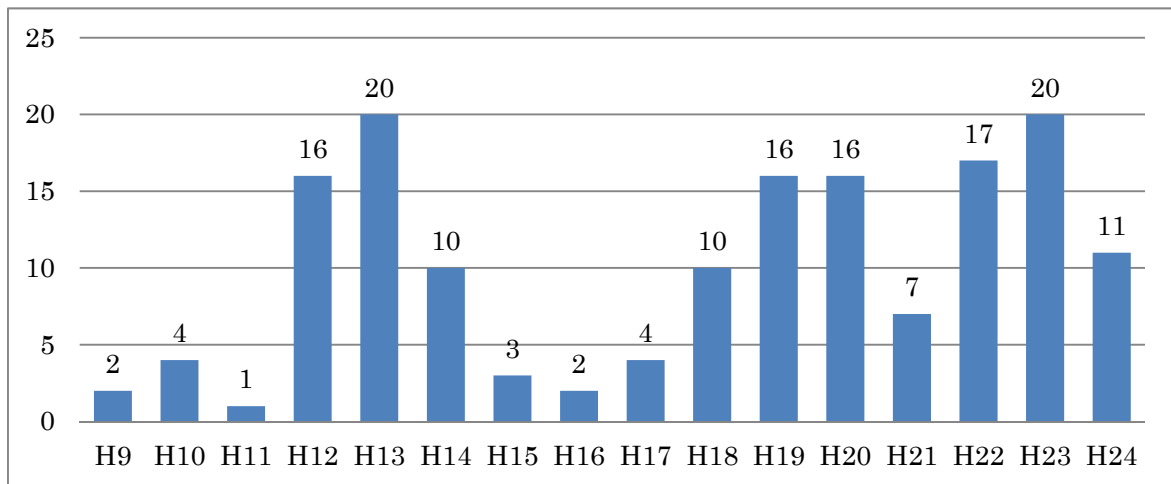
		自治体区分			合計	
		市町村	政令市	都道府県		
問4予算2	0	度数	23	0	0	23
		自治体区分の%	32.9%	0.0%	0.0%	25.3%
	~100万円	度数	46	0	2	48
		自治体区分の%	65.7%	0.0%	14.3%	52.7%
	~1000万円	度数	0	2	7	9
		自治体区分の%	0.0%	28.6%	50.0%	9.9%
	~5000万円	度数	0	1	2	3
		自治体区分の%	0.0%	14.3%	14.3%	3.3%
	~1億円	度数	1	1	0	2
		自治体区分の%	1.4%	14.3%	0.0%	2.2%
	~5億円	度数	0	3	1	4
		自治体区分の%	0.0%	42.9%	7.1%	4.4%
	~10億円	度数	0	0	1	1
		自治体区分の%	0.0%	0.0%	7.1%	1.1%
	100億円以上	度数	0	0	1	1
		自治体区分の%	0.0%	0.0%	7.1%	1.1%
	合計	度数	70	7	14	91
		自治体区分の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

II. 地球温暖化対策実行計画について

2.4 地球温暖化対策実行計画の策定・改定時期

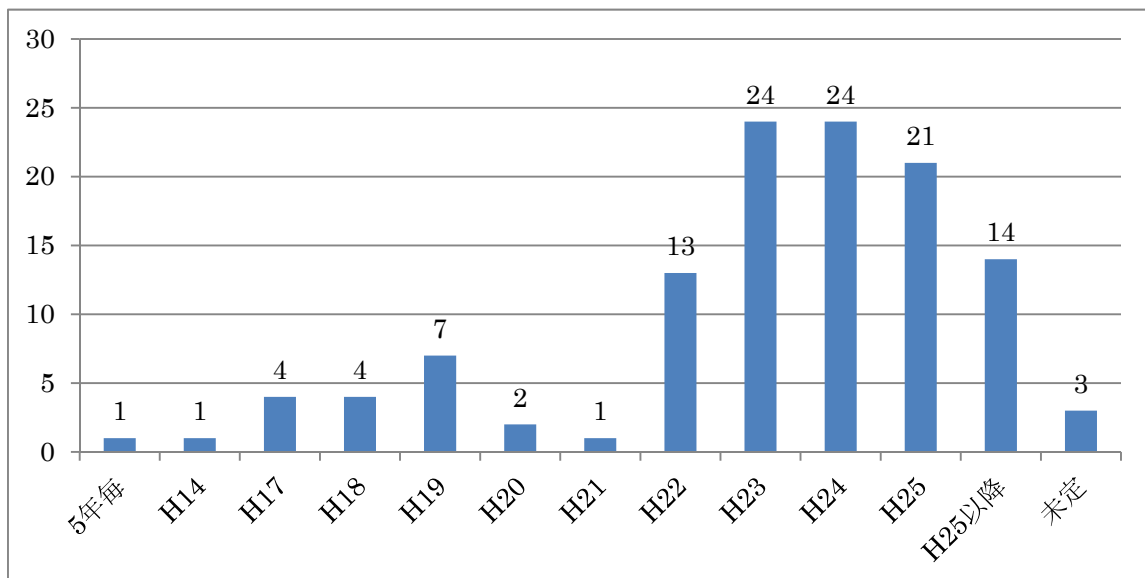
地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）の策定状況については、大きく3つの時期に策定が分布している。ひとつは2000（平成12）～2002（平成14）年ごろにかけての時期である。1998（平成10）年に政府の地球温暖化対策推進法が成立し、この中で地方公共団体の責務として温暖化対策実行計画の策定・公表が求められるようになった。これを受けて徐々に自治体における地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定が進んだとみられる。また、2002（平成14年）には地球温暖化対策推進法が改定され、さらに地方公共団体をはじめとする地域単位での総合的・計画的な取り組みが求められるようになった。次に2006（平成18）～2008（平成20）年頃にかけて策定が増加している。2005（平成17）年に京都議定書が発効し2007（平成19）年にはIPCCの第4次評価報告書が発表されるなど、国際的にも温暖化対策に進展が見られた時期であり、国内でもその影響を受けて温暖化に対する関心の高まりを見せていた。そういった世論の高まりが影響を与えたものと推察される。次に2010（平成22）年から2012（平成24）年にかけてである。特に2011（平成23）年の策定が多くなっている理由として、原発事故にともなう

電力危機、その対応として自治体内での節電を意識して計画の策定が進んだとみられる。



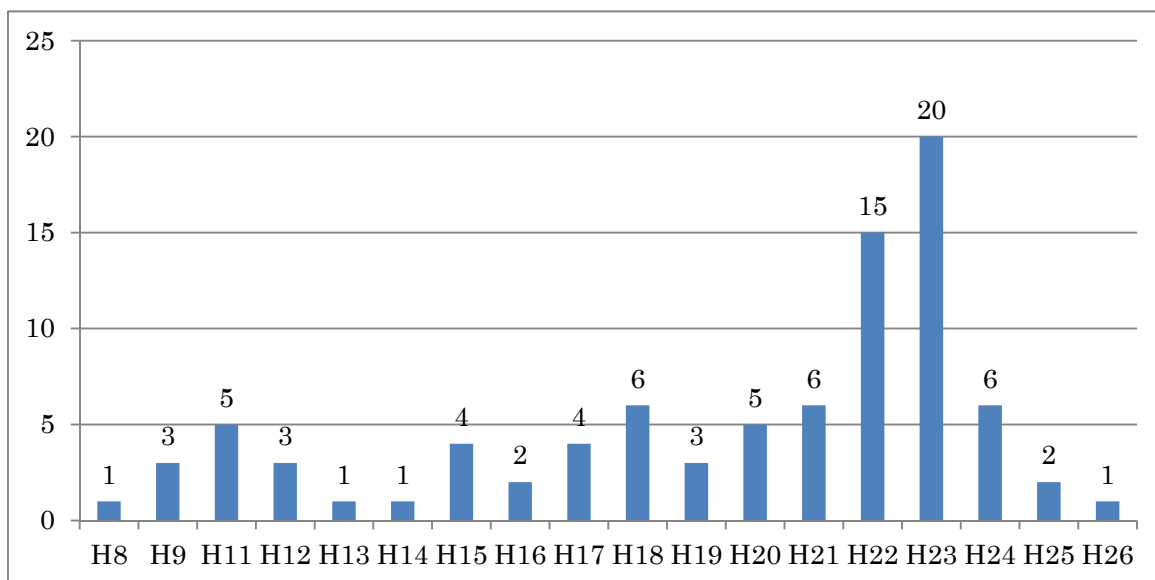
図表 8 Q5 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定期期

続いて、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定期期について見ると、2011（平成 23）～2013（平成 25）年頃に集中している。自治体計画の見直しがおよそ 3～5 年の間隔で行われることが多いことから、2006（平成 18）～2008（平成 20）年頃に策定した自治体が見直しが進んだことと、やはり原発事故の影響を受けてエネルギー危機への対応として節電・省エネの取組をすすめるために計画の見直しを行った自治体があったことがその要因と推察される。



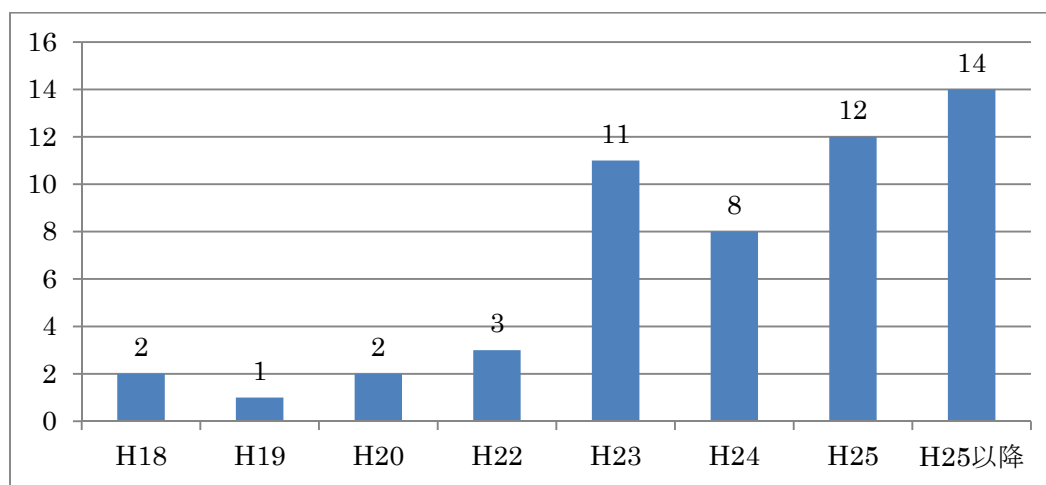
図表 9 Q5 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定・見直し時期

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定期期について見ていくと、2010（平成 22）～2012（平成 24）年にかけて多くなっている。地球温暖化対策推進法において実行計画の内容について見直しが行われ、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において区域施策編の策定義務ができたことで、この時期から特に都道府県や政令市を中心に策定が進められたことが実態として現れたと見られる。また、小規模な市町村単位では策定義務がないこともあり、未だ十分に策定が行われていないと見られる。



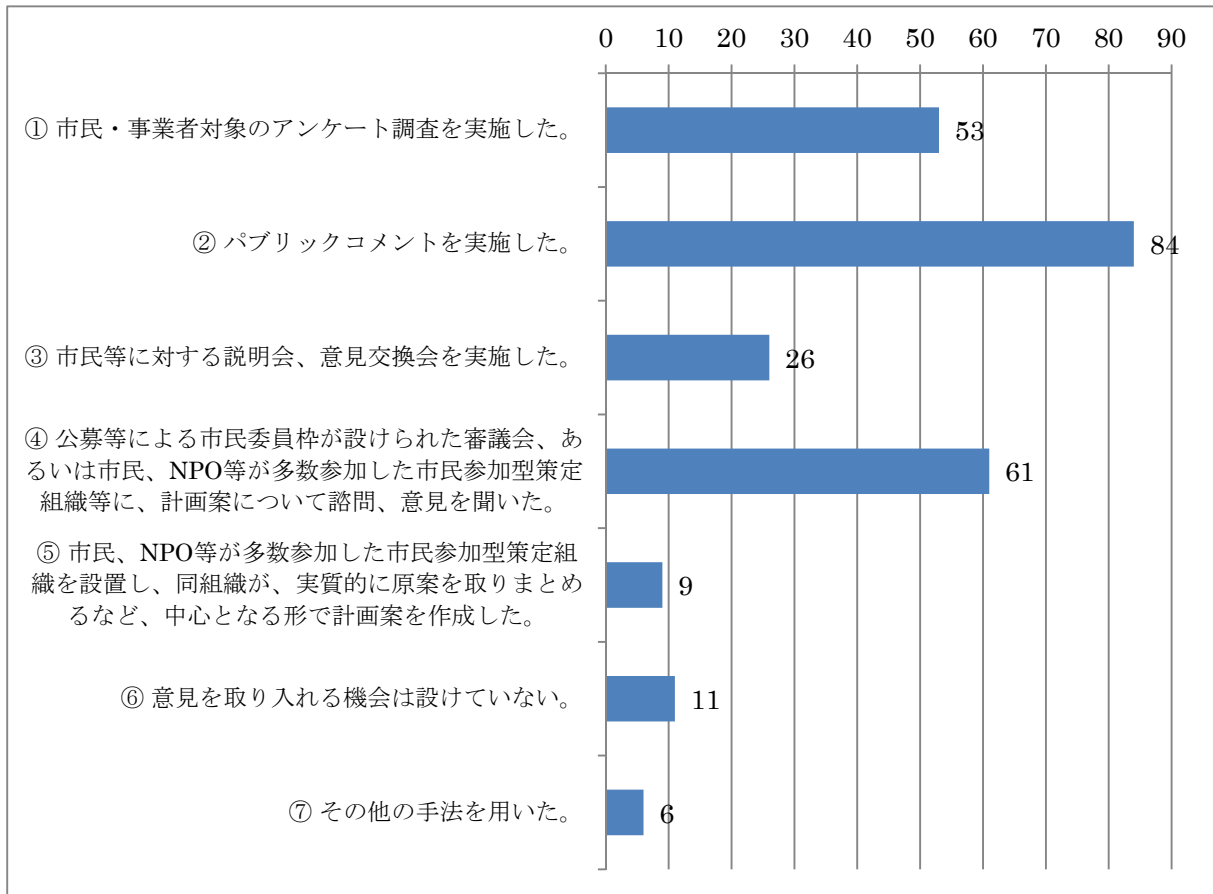
図表 10 Q5 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定期

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定・見直し時期については、2011（平成 23）年以降からの見直しを予定している自治体が多い。特に 2013（平成 25）年以降から多くの自治体で見直しが行われていく見込みだ。



図表 11 Q5 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定・見直し時期

次に、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定の際、市民等からの意見を取り入れるためにどのような手法を用いたかを見ていく。最も多かったのが「パブリックコメントの実施」で、都道府県や政令市ではほとんどで実施されていた。次に多いのは「市民も参加する審議会や委員会で見直しを聞いた」というものであった。「市民・事業者対象のアンケートを実施した」という回答も多くなっていた。



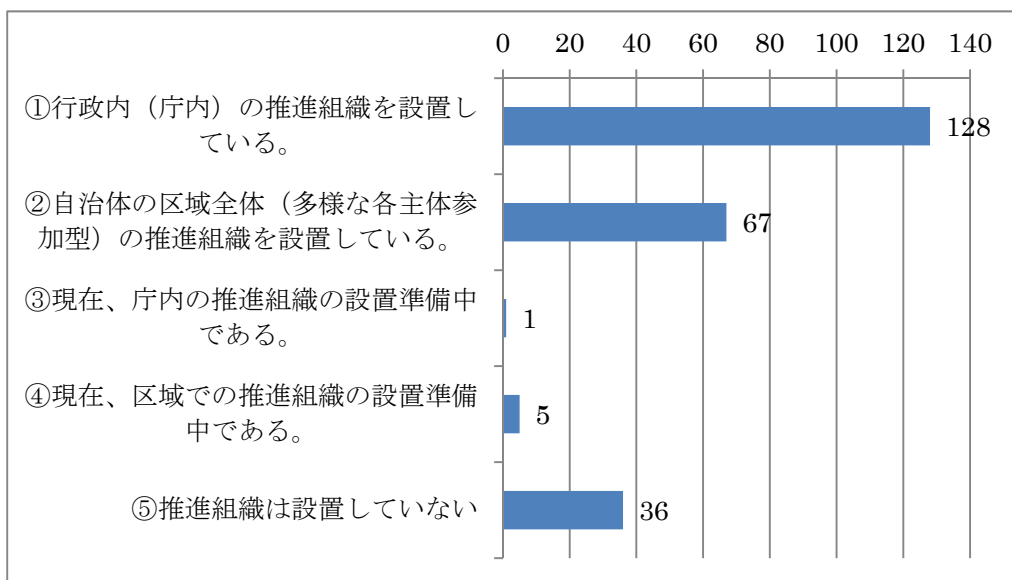
図表 12 Q6 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定の際の参加の手法

また、2つの県、3つの政令市、4つの市町村では、市民が中心となって原案を取りまとめるなど、積極的な市民参加型の計画策定が行われていた。

Ⅲ. 温暖化対策の推進、点検・評価体制について

2.5 推進組織の設置状況

温暖化対策を推進するための推進組織の設置状況については、行政内の推進組織が最も多く、128自治体、71.5%で設置されていた（有効回答数 179）。自治体の区域全体の推進組織については、67自治体、37.4%で設置されていた。また、特に推進組織を設けていない自治体も20%程度と少なからず存在している。

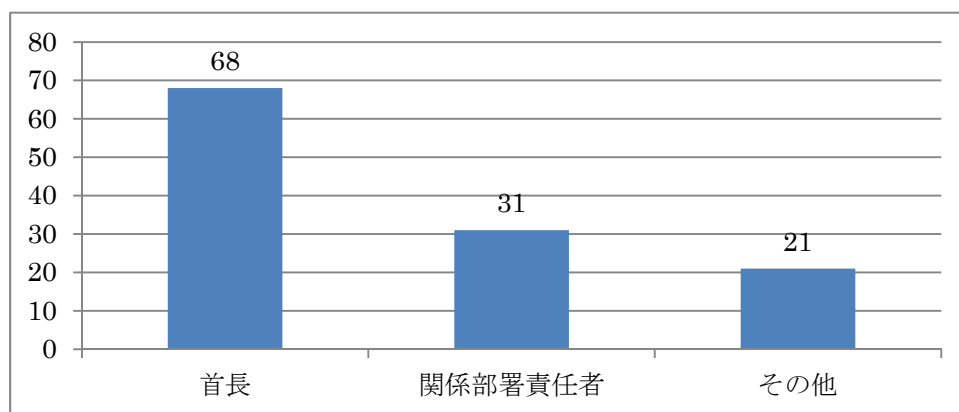


図表 13 Q7 温暖化対策を推進するための組織の設置状況

2.6 推進組織の形態について

行政内部に推進組織を設置している場合の形態について、推進組織の責任者、事務局の部局名、参加部局について尋ねた。

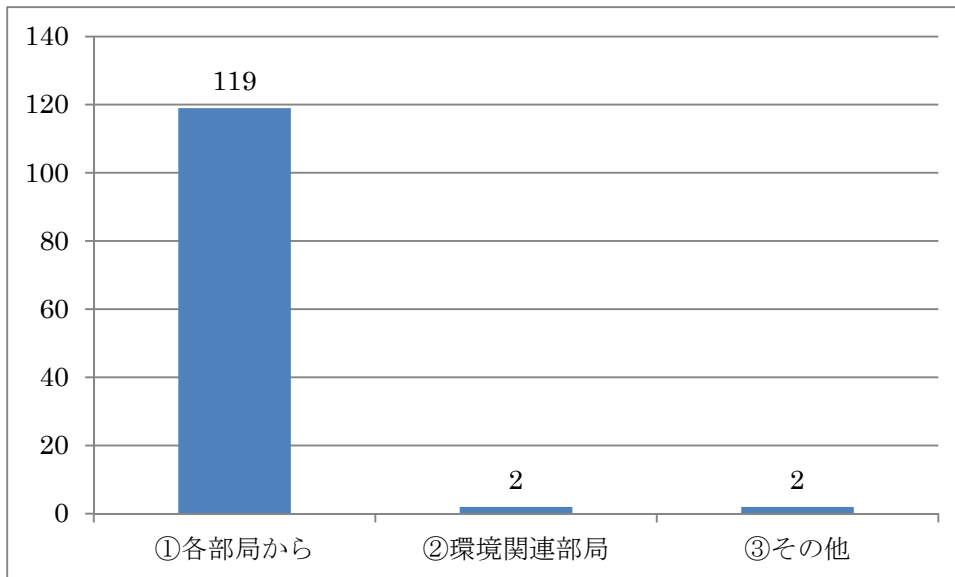
行政内の推進組織の責任者としては、首長が最も多くなった。その他としては、副知事、副市長、副町長などの回答が多かった。



図表 14 Q8 行政内の温暖化対策を推進するための組織の責任者

行政内の推進組織の事務局を務める部局・担当課については、総務や企画、農林や農政、建設など、環境部局の他に幅広く見られた。

推進組織への参加部局については、殆どの自治体では各部局からの参加で構成されている。



図表 15 Q8 行政内の推進組織への参加者

点検・評価体制において、自治体の区域全体（多様な各主体参加型）の推進組織を設置していると答えた 67 の自治体のうち記入のあった 65 の推進組織の役割、参加メンバー、開催頻度について見ていく。

推進組織の役割としては、「参加メンバー・主体間の交流、情報共有」、「計画に係る対策の推進」を挙げた自治体が多かった。この他には「計画に係る目標・対策の進捗確認」、「計画に係る温暖化対策の点検・評価」も 50%以上でそれなりに高い値となった。

組織の参加メンバー・主体については、「事業者・関係組織」の割合が高く、ほとんどの組織でメンバーになっている。この他、「行政職員」や「NGO・NPO 等」も 75%以上と高い割合となった。事務局の担い手については、「行政担当課」という回答が殆どで、他団体に委託していたり、専従の事務局担当の職員を雇用している組織は非常に少なかった。

推進組織への参加人数については「10～19 人」が最も多く、中には 100 人以上が参加している推進組織も 5 団体ほどあった。

活動の頻度については、年 1 回という回答が最も多く、進捗管理としての年 1 回の報告確認にとどまっている組織が多い。

地域協議会への登録については、およそ 36%程度の団体が登録を行っていた。

図表 16 Q9 区域全体の推進組織の役割

	度数	%
①計画に係る目標・対策の進捗確認	38	56.7
②参加メンバー・主体間の交流、情報共有	57	85.1
③計画に係る対策の推進	46	68.7
④計画に係る温暖化対策の点検・評価	34	50.7
⑤計画の見直し、立案	17	25.4
⑥その他	2	3.0

図表 17 Q9 区域全体の推進組織の参加メンバー・主体

	度数	%
①行政職員	50	74.6
②行政関係機関	40	59.7
③学識経験者	44	65.7
④一般市民	32	47.8
⑤NGO・NPO 等	49	73.1
⑥各種地域組織	41	61.2
⑦事業者・関係組織	62	92.5
⑧地球温暖化防止活動推進員	28	41.8
⑨その他	4	6.0

図表 18 Q9 区域全体の推進組織の事務局

	度数	%
①行政担当課	63	94.0
②専従の事務局担当の職員を雇用	1	1.5
③市民等のボランティア	3	4.5
④他団体に委託	4	6.0
⑤その他	3	4.5

図表 19 Q9 推進組織の参加人数

	度数	%
1～9	2	2.9
10～19	22	31.9
20～29	11	15.9
30～49	4	5.8
50～99	8	11.6
100人以上	5	7.2

図表 20 Q10 推進組織の活動頻度

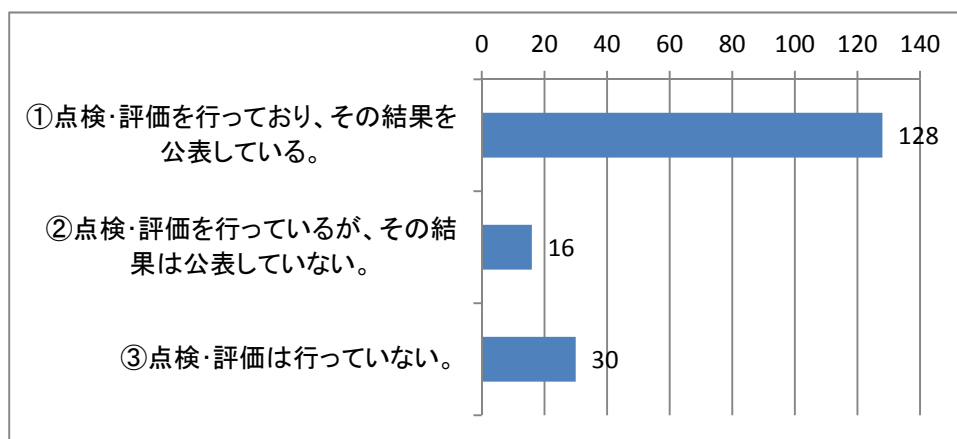
	度数	%
未回答	64	47.8
週 1 回程度	2	1.5
月 1 回程度	9	6.7
3 ヶ月 1 回程度	12	9.0
半年 1 回程度	12	9.0
年 1 回程度	33	24.6
その他	2	1.5
合計	134	100.0

図表 21 Q10 地域協議会への登録

	度数	%
登録している	25	36.2
登録していない	43	62.3
未回答	1	1.4
合計	69	100.0

2.7 温暖化対策の進捗状況の定期的な点検・評価

温暖化対策の進捗状況の点検・評価の状況については、点検・評価を行い、その結果を公表しているという自治体は多い。特に都道府県や政令市では、ほとんどの自治体で公表していた。一方、市町村では約 4 分の 1 にあたる、30 の自治体で点検・評価は行っていない。



図表 22 Q10 温暖化対策の進捗状況の点検・評価の状況

また、点検評価を行っており、その結果を公表していると答えた自治体では、「ホームページでの公表」や「年次報告書の作成・公表」と答えた自治体が多かった。自治体区分別では、都道府県において議会への報告の割合が 31.9% で比較的高くなっていた。

その他の内容については、「審議会への報告」や「環境白書への掲載」というのが多くなった。

図表 23 Q11 温暖化対策の進捗状況の公表方法

	市町村	政令市	都道府県	合計
①年次報告書等の作成・公表	36 32.1%	14 70.0%	23 48.9%	73 40.8%
②ホームページでの公表	56 50.0%	17 85.0%	38 80.9%	111 62.0%
③広報紙等での公表	19 17.0%	2 10.0%	1 2.1%	22 12.3%
④定期的な報告会等の開催による公表	8 7.1%	2 10.0%	8 17.0%	18 10.1%
⑤記者会見等による公表	0 0.0%	3 15.0%	4 8.5%	7 3.9%
⑥議会への報告	5 4.5%	4 20.0%	15 31.9%	24 13.4%
⑦その他	2 1.8%	2 10.0%	13 27.7%	17 9.5%

(分母は、市町村 112、政令市 20、都道府県 47)

「点検・評価を実施する際、どのようなメンバーが関与していますか。」との質問では、「行政職員」が最も多く、次に「審議会」や「学識者」であった。政令市や都道府県の割合が高いが、一般市民の項目においてのみ、市町村の割合が政令市や都道府県よりも高くなっている。

図表 24 Q12 点検・評価を実施する際に関与しているメンバー

	市町村	政令市	都道府県	合計
①行政職員	73 65.2%	16 80.0%	41 87.2%	130 72.6%
②他の行政関係機関	5 4.5%	3 15.0%	4 8.5%	12 6.7%
③審議会	16 14.3%	9 45.0%	15 31.9%	40 22.3%
④学識者	11 9.8%	5 25.0%	8 17.0%	24 13.4%
⑤コンサルタント	4 3.6%	3 15.0%	2 4.3%	9 5.0%
⑥一般市民	15 13.4%	1 5.0%	2 4.3%	18 10.1%
⑦NGO・NPO 等	9 8.0%	3 15.0%	5 10.6%	17 9.5%
⑧各種地域組織	8 7.1%	1 5.0%	3 6.4%	12 6.7%
⑨事業者・関係組織	11 9.8%	3 15.0%	7 14.9%	21 11.7%
⑩地球温暖化防止活動推進員	5 4.5%	1 5.0%	4 8.5%	10 5.6%
⑪条例・計画推進組織	6 5.4%	4 20.0%	5 10.6%	15 8.4%

(分母は、市町村 112、政令市 20、都道府県 47)

V. 温暖化対策の位置づけなどについて

2.8 計画における温暖化対策の位置づけ

温暖化対策の位置づけについて、総合計画の「重要・重点」政策に位置づけられているかという質問については、約 70%の自治体で位置づけられていることが分かった。

自治体区分別に見ると、政令市や都道府県では、特に高い割合で位置づけられている。

図表 25 Q13 総合計画の「重要・重点」政策への温暖化対策の位置づけ

		自治体区分			合計	
		市町村	政令市	都道府県		
問13	未回答	度数	2	1	0	3
		自治体区分の%	1.8%	5.0%	0.0%	1.7%
	位置づけている	度数	62	18	44	124
		自治体区分の%	55.4%	90.0%	93.6%	69.3%
	位置づけていない	度数	48	1	3	52
		自治体区分の%	42.9%	5.0%	6.4%	29.1%
合計	度数	112	20	47	179	
	自治体区分の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

2.9 温暖化対策と地域経済や地域社会活動の活性化策の関連づけ

温暖化対策と地域経済や地域社会活動の活性化策に関連付けについては、全体では45.8%、政令市、都道府県では70%以上で地域活性化と関連付けた取り組みが行われていた。

総合計画の中での「重要・重点」政策への温暖化対策の位置づけとも相関が見られ、市町村に比べて政令市や都道府県では、温暖化対策が総合政策や都市施策などとの関連付けが一定行われていることが分かる。

図表 26 Q14 自治体区分別の温暖化対策と地域活性化策の関連付け

		自治体区分			合計	
		市町村	政令市	都道府県		
問14	未回答	度数	4	1	0	5
		自治体区分の%	3.6%	5.0%	0.0%	2.8%
	位置づけている	度数	32	14	36	82
		自治体区分の%	28.6%	70.0%	76.6%	45.8%
	位置づけていない	度数	76	5	11	92
		自治体区分の%	67.9%	25.0%	23.4%	51.4%
合計	度数	112	20	47	179	
	自治体区分の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

2.10 環境モデル都市、環境未来都市について

環境モデル都市、環境未来都市についての状況や予定について見ていく。環境モデル都市については、調査時点では既に選定されていると回答したのは、全て政令市で4自治体であった。応募中または今後予定していると回答したのは10自治体（市町村4、政令市6）であった。

図表 27 Q15 環境モデル都市についての状況・予定

	市町村	政令市
未回答	2	1
①既に選定されている	0	4
②応募中または今後応募予定である	4	6
③特に応募の予定はない	106	9
合計	112	20

環境未来都市については、調査時点で既に選定されている自治体は2政令市のみであった。応募中または今後応募予定であると答えたのは、9自治体（市町村2、政令市7）となった。

図表 28 Q15 環境未来都市についての状況・予定

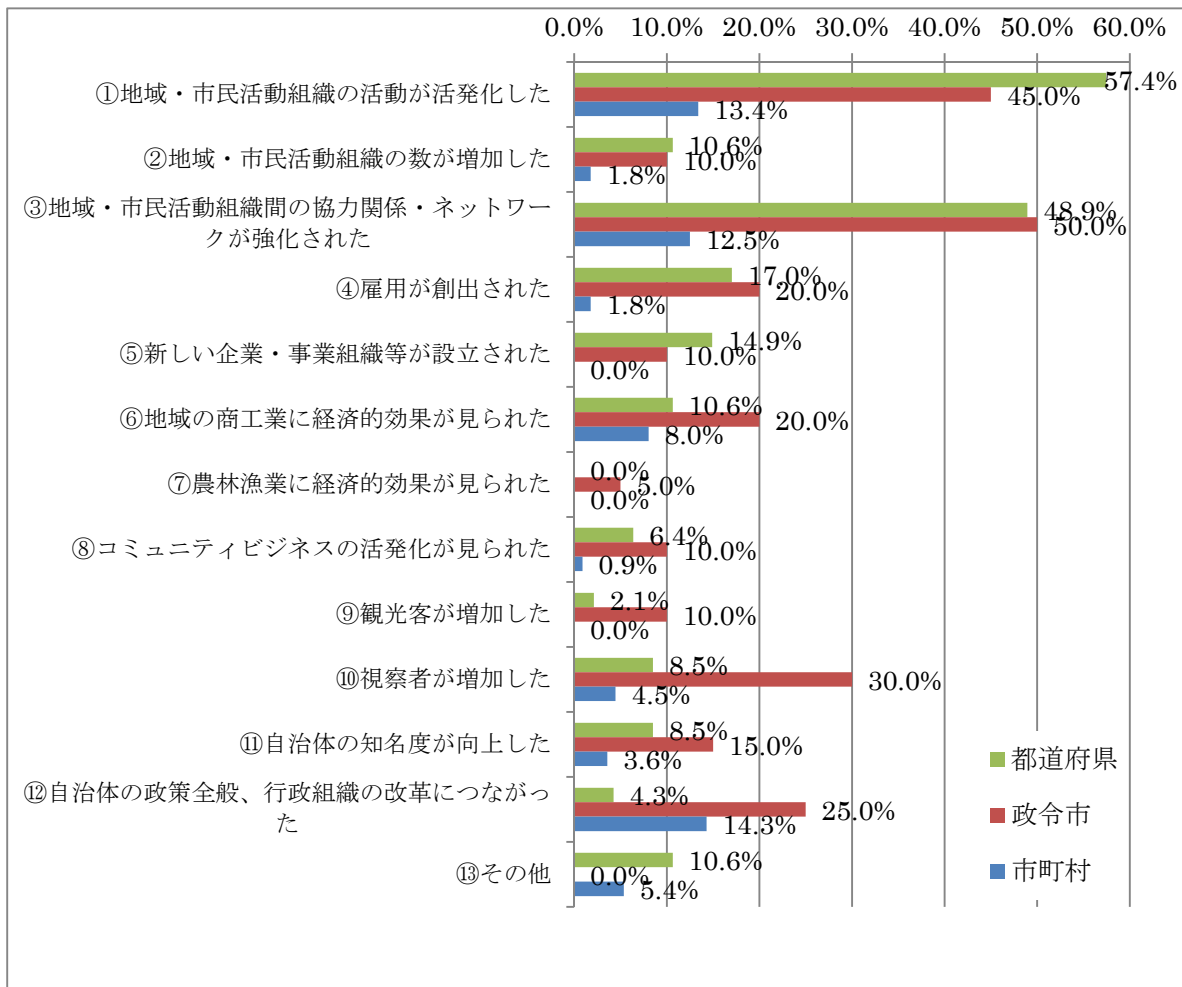
	市町村	政令市
未回答	2	1
①既に選定されている	0	2
②応募中または今後応募予定である	2	7
③特に応募の予定はない	108	10

2.11 温暖化対策によるCO₂削減以外の副次効果

温暖化対策の実施に伴う二酸化炭素等の削減以外の何らかの副次的効果については、「地域・市民活動組織の活動が活発化した（28.5%）」、「地域・市民活動組織間の協力関係・ネットワークが強化された（26.3%）」という回答が多くなった。

自治体区分別では、政令市がほとんどの項目において市町村や都道府県よりも高い副次的効果があったことが確認された。都道府県においては、「視察者の増加」や、「自治体の政策全般、行政組織の改革につながった」という意見が、相対的に低くなる傾向が見られた。市町村では、「自治体の政策全般、行政組織の改革につながった」という意見が最も多く見られた。

その他の意見としては、省エネや節電が進んだことで光熱水費の削減につながったという意見がいくつか見られた。



図表 29 Q16 温暖化対策による CO₂ 削減以外の副次効果

2.12 現在直面している課題や重点的に実施すべき取組

地域単位で温暖化対策を進めていく上で、現在直面している問題・課題としては、大きくは「財源」、「専門人材」、「国の政策」に関する内容に分けることができる。

財源については、自治体で十分な予算化を行うことができないため、国の補助金などの拡充を希望する意見が多く見られた。専門人材については、情報や知識の不足も含めて、それらを備えた人材が不足していることや、専任の職員がおらず、財源不足と合わせて十分な対策が行えない原因としてあげられていた。国の政策については、特に原発エネルギー問題の影響として、電源構成の変化に伴う電力係数の上昇によって、区域全体で見た時に排出量の増加要因となり、計画目標に影響を及ぼすという類の意見がかなり多く見られた。また、今後の対策をすすめる上で国の方針が不透明では困る。ビジョンを示してほしいという意見も多く見られた。

その他、対策の効果把握や計画の進捗管理の難しさを上げる意見もかなり見られた。特に専門的な人材や十分な予算を持たない自治体では、計画策定後の進捗管理が課題となっているようだ。

今後、地域単位で温暖化対策を進めていく上で、重点的に実施すべきと考える取り組みについては、スマートシティやスマートコミュニティを含めて再生可能エネルギー関連の取り組みをあげる自治体が多く見られる。この他、民生部門の対策として HEMS や BEMS を始めとする省エネ関連機器の導入や、市民・事業者への普及啓発、また、対策の担い手となる人材の養成等が挙げられた。

IV. 自治体におけるエネルギー政策・対策について

2.13 自治体におけるエネルギー政策の位置づけ

地域単位での独自のエネルギー政策について検討していくことは、今後の政策課題として重要であるかという質問に対して、「たいへんそう思う（26.8%）」、「そう思う（43.6%）」を合わせると70%以上の自治体が重要な政策課題であると捉えていた。特に政令市で90%以上、都道府県では85%以上と、市町村（59.8%）に比べて高い割合を示した。

図表 30 Q19 地域単位での独自のエネルギー政策検討の重要性

		自治体区分			合計
		市町村	政令市	都道府県	
未回答	度数	4	0	2	6
	自治体区分の%	3.6%	0.0%	4.3%	3.4%
大変そう思う	度数	18	11	19	48
	自治体区分の%	16.1%	55.0%	40.4%	26.8%
そう思う	度数	49	7	22	78
	自治体区分の%	43.8%	35.0%	46.8%	43.6%
どちらともいえない	度数	36	2	4	42
	自治体区分の%	32.1%	10.0%	8.5%	23.5%
あまり思わない	度数	4	0	0	4
	自治体区分の%	3.6%	0.0%	0.0%	2.2%
まったく思わない	度数	1	0	0	1
	自治体区分の%	0.9%	0.0%	0.0%	0.6%
合計	度数	112	20	47	179
	自治体区分の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

同様に「地域単位で省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用などを進め、地域でのエネルギー自給率向上に取り組むことも自治体の役割であるか」との設問についても、「たいへんそう思う（26.8%）」、「そう思う（47.5%）」を合わせて、74.3%がエネルギー自給率向上に取り組むことを自治体の役割として捉えていた。

特にエネルギー消費量の多い政令市や都道府県においては、重要な役割として認識されているようだ。

図表 31 Q20 エネルギー自給率向上についての自治体の役割

		自治体区分			合計
		市町村	政令市	都道府県	
未回答	度数	3	0	2	5
	自治体区分の%	2.7%	0.0%	4.3%	2.8%
大変そう思う	度数	16	10	22	48
	自治体区分の%	14.3%	50.0%	46.8%	26.8%
間20 そう思う	度数	59	9	17	85
	自治体区分の%	52.7%	45.0%	36.2%	47.5%
どちらともいえない	度数	30	1	5	36
	自治体区分の%	26.8%	5.0%	10.6%	20.1%
あまり思わない	度数	4	0	1	5
	自治体区分の%	3.6%	0.0%	2.1%	2.8%
合計	度数	112	20	47	179
	自治体区分の%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2.14 エネルギー政策についての検討・推進体制

独自のエネルギー政策について、方針や戦略などについて検討する場や組織の有無については、四分の一程度の自治体で「庁内で検討する組織や場を設けている」という状況であった。自治体区分別では政令市や都道府県では設置が進んでいるものの、市町村では未だエネルギー政策に関する方針や戦略などについて検討する場や組織については、ほとんど設置されていない。

また、「特に設置する予定はない」と答えた自治体も少なからず存在している。

庁内で検討する組織や場を設けている自治体では、その組織の責任者は都道府県では首長が多く、政令市では関係部署責任者が比較的多くなっている。関係部署としては、環境関連部局が多く、企画・地域振興部などをあげた自治体もあった。

推進組織の事務局については、環境関連部局や産業振興関連部局、企画関係部局などがみられた。参加部局については、環境、企画、総務、農林、産業など、幅広い部局が参加している。

エネルギー関連施策の検討や実施にあたっての自治体内での体制については、温暖化対策関連部局が兼任している自治体が最も多く、特に政令市や市町村で多くなった。一方、都道府県では、専門にエネルギー関連対策・施策を担当する部局・課・係を設けている自治体が42.6%と高い割合となった。市町村では特に担当などは設けず、関連対策・施策ごとに兼任しているという状況である。

図表 32 Q21 エネルギー政策に関する方針や戦略などについて検討する場や組織の有無

	市町村	政令市	都道府県	合計
庁内で検討する組織や場を設けている。	13 11.6%	9 45.0%	23 48.9%	45 25.1%
審議会や委員会を設け、専門家や市民の参加のもと検討を行う場を設けている。	10 8.9%	2 10.0%	20 42.6%	32 17.9%
今後設置することも検討しているが、現在は設けていない。	11 9.8%	4 20.0%	3 6.4%	18 10.1%
特に設置する予定はない。	79 70.5%	6 30.0%	9 19.1%	93 52.0%

(分母は、市町村 112、政令市 20、都道府県 47)

図表 33 Q22 庁内エネルギー関連組織の責任者

	市町村	政令市	都道府県	合計
首長	9 7.4%	3 15.0%	10 21.3%	22 12.3%
関係部署責任者	3 2.5%	4 20.0%	10 21.3%	17 9.5%
その他	2 1.7%	2 10.0%	2 4.3%	6 3.4%

(分母は、市町村 112、政令市 20、都道府県 47)

図表 34 Q24 エネルギー関連施策の検討や実施にあたっての自治体内での体制

	市町村	政令市	都道府県	合計
専門にエネルギー関連対策・施策を担当する部局・課・係を設けている。	3 2.5%	5 25.0%	20 42.6%	28 15.6%
温暖化対策部門などの従来の部局・課・係が兼任している。	50 41.3%	12 60.0%	6 12.8%	68 38.0%
部局・課ごとに内部で担当を設けている。	11 9.1%	0 0.0%	8 17.0%	19 10.6%
特に担当などは設けず関連対策・施策ごとに兼任している。	40 33.1%	1 5.0%	7 14.9%	48 26.8%

(分母は、市町村 112、政令市 20、都道府県 47)

2.15 独自のエネルギー政策を展開していく事を考えた際の問題や課題

自治体において独自のエネルギー政策を展開していく事を考えた際の問題や課題については、独自のエネルギー政策を展開していく事を考えた際の問題や課題については、「資金・財源の確保（84.4%）」、「国の方針や目標の明確化（66.5%）」、「専門的な人材の登用・育成（62%）」の比率が高くなっていた。

自治体区分別では、都道府県は「国の方針や目標の明確化（87.2%）」が、市町村では「資金・財源の確保（89.3%）」が、政令市ではその両方が同じ割合（85%）で高くなっている。

また、「住民や事業者の理解」についても53.1%と一定の割合を占めている。

図表 35 Q25 独自のエネルギー政策を展開していく際の問題や課題

	市町村	政令市	都道府県	合計
国の方針や目標の明確化	61 54.5%	17 85.0%	41 87.2%	61 66.5%
電力制度の再編（発送電分離、電力自由化）	28 25.0%	13 65.0%	19 40.4%	28 33.5%
必要な権限の移譲を含む法整備	5 4.5%	4 20.0%	9 19.1%	5 10.1%
資金・財源の確保	100 89.3%	17 85.0%	34 72.3%	100 84.4%
専門的な人材の登用・育成	74 66.1%	11 55.0%	26 55.3%	74 62.0%
大規模開発事業の規制	2 1.8%	0 0.0%	6 12.8%	2 4.5%
住民や事業者の理解	55 49.1%	12 60.0%	28 59.6%	55 53.1%
その他	4 3.6%	1 5.0%	5 10.6%	4 5.6%

2.16 再生可能エネルギー普及に関する施策の進捗状況

再生可能エネルギーの普及に関する政策として、自治体で実施されている対策・施策としては、太陽光発電の導入補助金、自治体による率先導入については、半分以上の自治体で既に実施されている。また、メガソーラーなどの事業者誘致や、機器導入への低利融資・利子補給、再エネ促進のための条例や計画の策定についても、四分の一程度の自治体で実施されていた。

それに対して一定規模以上の事業所等への導入義務化については、未だ京都府・京都市以外の自治体で実施されておらず、今後の政策課題として進展が期待される。

自治体区分で見ると、「低利融資、利子補給」、「自治体による率先導入、事業化」、「メガソーラーなどの事業者誘致」、「太陽光発電促進のための公共施設の屋根貸し制度や土地提供」、「再エネ促進のための条例や計画の策定」、「スマートシティ、スマートコミュニティ促進施策など」において都道府県の割合が、政令市や特に市町村に比べて高くなっていた。

図表 36 Q26 再生可能エネルギーの普及関連政策として実施している対策や施策の状況、予定

	既に実施している	今後実施する予定	実施するかどうかが検討中	予定はない
①再エネ機器導入補助金制度 (ア) 太陽光発電	109	8	10	36
(イ) 太陽熱利用	37	4	7	102
(ウ) 小型風力発電	12	2	10	124
(エ) 大型風力発電	6	2	7	131
(オ) 木質バイオマス利用	34	2	20	92
(カ) 小水力発電	21	6	21	102
(キ) その他	14	1	1	7
②低利融資、利子補給	46	2	7	91
③一定規模以上の事業所等への導入義務化など	2	4	5	136
④自治体による率先導入、事業化	95	9	18	33
⑤メガソーラーなどの事業者誘致	56	3	25	71
⑥太陽光発電促進のための公共施設の屋根貸し制度や土地提供	27	19	43	63
⑦再エネ促進のための条例や計画の策定	45	12	19	77
⑧市民出資型（参加型）の導入事業の実施・支援など	15	8	29	94
⑨スマートシティ、スマートコミュニティ促進施策など	27	10	26	84
⑩その他				

図表 37 自治体施策と 自治体区分 のクロス表

低利融資、利子補給		自治体区分			合計	
		市町村	政令市	都道府県		
問26_2	未回答	度数	24	3	6	33
		自治体区分 の %	21.4%	15.0%	12.8%	18.4%
	既に実施している	度数	2	9	35	46
		自治体区分 の %	1.8%	45.0%	74.5%	25.7%
	今後実施する予定	度数	0	1	1	2
		自治体区分 の %	0.0%	5.0%	2.1%	1.1%
	実施するかどうか検討中	度数	4	2	1	7
		自治体区分 の %	3.6%	10.0%	2.1%	3.9%
	予定はない	度数	82	5	4	91
		自治体区分 の %	73.2%	25.0%	8.5%	50.8%
	合計	度数	112	20	47	179
		自治体区分 の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 38 自治体施策と 自治体区分 のクロス表

自治体による率先導入、事業化		自治体区分			合計	
		市町村	政令市	都道府県		
問26_4	未回答	度数	22	1	1	24
		自治体区分 の %	19.6%	5.0%	2.1%	13.4%
	既に実施している	度数	36	17	42	95
		自治体区分 の %	32.1%	85.0%	89.4%	53.1%
	今後実施する予定	度数	6	0	3	9
		自治体区分 の %	5.4%	0.0%	6.4%	5.0%
	実施するかどうか検討中	度数	16	2	0	18
		自治体区分 の %	14.3%	10.0%	0.0%	10.1%
	予定はない	度数	32	0	1	33
		自治体区分 の %	28.6%	0.0%	2.1%	18.4%
	合計	度数	112	20	47	179
		自治体区分 の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 39 自治体施策 と自治体区分 のクロス表

メガソーラーなどの事業者誘致		自治体区分			合計	
		市町村	政令市	都道府県		
問26_5	未回答	度数	20	2	2	24
		自治体区分 の %	17.9%	10.0%	4.3%	13.4%
	既に実施している	度数	11	10	35	56
		自治体区分 の %	9.8%	50.0%	74.5%	31.3%
	今後実施する予定	度数	2	1	0	3
		自治体区分 の %	1.8%	5.0%	0.0%	1.7%
	実施するかどうか検討中	度数	18	4	3	25
		自治体区分 の %	16.1%	20.0%	6.4%	14.0%
	予定はない	度数	61	3	7	71
		自治体区分 の %	54.5%	15.0%	14.9%	39.7%
	合計	度数	112	20	47	179
		自治体区分 の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 40 自治体施策 と自治体区分 のクロス表

太陽光発電促進のための公共施設の屋根貸し制度や土地提供		自治体区分			合計	
		市町村	政令市	都道府県		
問26_6	未回答	度数	22	1	4	27
		自治体区分 の %	19.6%	5.0%	8.5%	15.1%
	既に実施している	度数	3	6	18	27
		自治体区分 の %	2.7%	30.0%	38.3%	15.1%
	今後実施する予定	度数	4	7	8	19
		自治体区分 の %	3.6%	35.0%	17.0%	10.6%
	実施するかどうか検討中	度数	26	5	12	43
		自治体区分 の %	23.2%	25.0%	25.5%	24.0%
	予定はない	度数	57	1	5	63
		自治体区分 の %	50.9%	5.0%	10.6%	35.2%
	合計	度数	112	20	47	179
		自治体区分 の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 41 自治体施策 と 自治体区分 のクロス表

再エネ促進のための条例や計画の策定		自治体区分			合計	
		市町村	政令市	都道府県		
問26_7	未回答	度数	23	1	2	26
		自治体区分 の %	20.5%	5.0%	4.3%	14.5%
	既に実施している	度数	7	9	29	45
		自治体区分 の %	6.3%	45.0%	61.7%	25.1%
	今後実施する予定	度数	1	6	5	12
		自治体区分 の %	0.9%	30.0%	10.6%	6.7%
	実施するかどうか検討中	度数	15	2	2	19
		自治体区分 の %	13.4%	10.0%	4.3%	10.6%
	予定はない	度数	66	2	9	77
		自治体区分 の %	58.9%	10.0%	19.1%	43.0%
	合計	度数	112	20	47	179
		自治体区分 の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表 42 自治体施策 と 自治体区分 のクロス表

スマートシティー、スマートコミュニティ促進施策など		自治体区分			合計	
		市町村	政令市	都道府県		
問26_9	未回答	度数	24	3	5	32
		自治体区分 の %	21.4%	15.0%	10.6%	17.9%
	既に実施している	度数	3	8	16	27
		自治体区分 の %	2.7%	40.0%	34.0%	15.1%
	今後実施する予定	度数	1	5	4	10
		自治体区分 の %	0.9%	25.0%	8.5%	5.6%
	実施するかどうか検討中	度数	12	3	11	26
		自治体区分 の %	10.7%	15.0%	23.4%	14.5%
	予定はない	度数	72	1	11	84
		自治体区分 の %	64.3%	5.0%	23.4%	46.9%
	合計	度数	112	20	47	179
		自治体区分 の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

まとめ

2008年に行った調査の結果と比較して、計画の策定、体制の整備、温暖化対策の位置づけなど全体的に進展が見られ、特に市町村レベルでの温暖化対策において大きな進展が確認できた。2008年の地球温暖化対策推進法の改正や政権交代後の政府の25%削減目標などが、自治体の政策にも一定の影響を与えたものと考えられる。

地域レベルでのエネルギー政策のあり方や自治体の役割については、多くの自治体が2011年3月の原発事故をきっかけとして検討を行うようになった。都道府県や一部の政令市では、専門部局の開設なども進みつつあることが分かった。また、最近の動向として、自治体での独自のエネルギービジョンの策定も行われるようになってきている。特に再生可能エネルギー分野においては、温暖化防止に加えて地域内でのエネルギー自給を目的とする取り組みが加速している。滋賀県湖南市や愛知県新城市、長野県飯田市、兵庫県洲本市など、再生可能エネルギーの利用は地域が主体になって行うべきとの方針を打ち出した基本条例を策定する自治体も現れはじめています。

現時点では、国の環境エネルギー政策に関する方向性・方針は不透明なままだが、自治体においては、地域の状況に応じた独自のエネルギー政策を展開することで、独自性を持った自立的な地域づくりを進めていくことができる可能性がある。財源や、専門人材の確保など課題は多いが、首長のリーダーシップ、行政の統合的な政策導入、情報共有と市民参加が求められる。地域の資源を上手く活用するとともに、地域組織、NGO・NPO、民間企業、パートナーシップ組織など地域内の様々な主体との連携、場合によっては地域内あるいは地域外の大学や各種研究機関、専門的なNGO・NPOと連携し、地域の独自性を活かした環境エネルギー政策を展開していくことを期待するものである。

2013.10

NPO 法人気候ネットワーク

<http://www.kiconet.org>

地球温暖化防止に関する地方自治体の取り組み調査

特定非営利活動法人気候ネットワーク

*番号でお答えいただく所は該当する箇所を○で囲み、それ以外の所はカッコ内にご記入頂きますようお願いいたします。

貴自治体名 () 記入者名 ()

I. 温暖化対策全般について

Q1. 温暖化対策は主にどの部局・課・係が担当していますか。具体的な担当部署名をご記入下さい。

--

Q2. 温暖化対策を専門で担当している（他業務とは兼任していない）職員はいますか。

- ①はい ②いいえ

Q3. 温暖化対策を担当されている職員の人数について専任・兼任に分けてお書き下さい。兼任の場合は、温暖化対策にかかわる実働時間などからおおよその人数をご明記下さい。

専任：[] 人 兼任：[] 人

Q4. 2012年度の温暖化対策関連の予算総額についてご記入下さい。

約 () 万円 自治体総予算額 約 () 万円

II. 地球温暖化対策実行計画について

Q5. 地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）の策定状況についてお尋ねします。策定後、改定、見直しが行われている場合には、その年度もご記入下さい。

①地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

策定年：() 改定年（未だの場合は予定年度）：()

②地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

策定年：() 改定年（未だの場合は予定年度）：()

③どちらも策定していない。

Q6. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定の際、市民等からの意見を取り入れるためにどのような手法を用いられましたか。当てはまるものすべてを選んで下さい。

- ① 市民・事業者対象のアンケート調査を実施した。
- ② パブリックコメントを実施した。
- ③ 市民等に対する説明会、意見交換会を実施した。
- ④ 公募等による市民委員枠が設けられた審議会、あるいは市民、NPO 等が多数参加した市民参加型策定組織等に、計画案について諮問、意見を聞いた。
- ⑤ 市民、NPO 等が多数参加した市民参加型策定組織を設置し、同組織が、実質的に原案を取りまとめるなど、中心となる形で計画案を作成した。
- ⑥ 意見を取り入れる機会は設けていない。
- ⑦ その他の手法を用いた。（具体的な手法についてご記入下さい）

Ⅲ. 温暖化対策の推進、点検・評価体制について

Q7. 貴自治体では、温暖化対策を推進するためにどのような推進組織を設置していますか。当てはまるものすべてを選んでください。（複数回答可）

- ①行政内（庁内）の推進組織を設置している。
- ②自治体の区域全体（多様な各主体参加型）の推進組織を設置している。
（組織名称： _____ ）
- ③現在、庁内の推進組織の設置準備中である。
- ④現在、区域での推進組織の設置準備中である。
- ⑤推進組織は設置していない。

Q8. Q7で①とお答えになった場合にお尋ねします。

行政内部に推進組織を設置している場合には、どのような形態をとっていますか。

ア. 行政内の推進組織の責任者はどなたですか

- ①首長
- ②関係部署責任者（部署名： _____ 役職： _____ ）
- ③その他（ _____ ）

イ. 行政内の推進組織の事務局（担当部局）

事務局担当部署名：（ _____ ）

ウ. 参加部局について

- ①各部局から
- ②環境関連部局（ _____ ）
- ③その他（ _____ ）

Q9. Q7 で②とお答えになった場合にお尋ねします。

推進組織を設置されている場合には、どのような役割や形態をとっていますか。

※複数ある場合には、下の記入欄をお願いします。

ア. 推進組織の役割（複数回答可）

- ①計画に係る目標・対策の進捗確認
- ②参加メンバー・主体間の交流、情報共有
- ③計画に係る対策の推進
- ④計画に係る温暖化対策の点検・評価
- ⑤計画の見直し、立案
- ⑥その他（具体的にご記入下さい）
()

イ. 組織の参加メンバー・主体（複数回答可）

- ①行政職員
- ②行政関係機関
- ③学識経験者
- ④一般市民
- ⑤NGO・NPO 等
- ⑥各種地域組織
- ⑦事業者・関係組織
- ⑧地球温暖化防止活動推進員
- ⑨その他（具体的にご記入下さい）
()

ウ. 事務局の担い手（複数回答可）

- ①行政担当課
- ②専従の事務局担当の職員を雇用
- ③市民等のボランティア
- ④他団体に委託
- ⑤その他（具体的にご記入下さい）
()

エ. 参加人数：約 _____ 人

オ. 活動頻度

- ①週 1 回程度
- ②月 1 回程度
- ③3 ヶ月 1 回程度
- ④半年 1 回程度
- ⑤年 1 回程度

カ. 地球温暖化対策地域協議会としての登録・位置づけ

- ①している
- ②していない

Q9 記入欄

組織名称			
ア. 推進組織の役割 (番号を記入)			
イ. 参加メンバー (番号を記入)			
ウ. 事務局の担い手 (番号を記入)			
エ. 参加人数			
オ. 活動頻度 (番号を記入)			
カ. 協議会への登録 (番号を記入)			

Q10. 温暖化対策の進捗状況に関して定期的な点検・評価を実施していますか。

- ①点検・評価を行っており、その結果を公表している。
- ②点検・評価を行っているが、その結果は公表していない。
- ③点検・評価は行っていない。

Q11. **Q10で①と回答された自治体にお聞きします。**

点検・評価の結果の公表をされている場合、どのような手法を用いていますか。(複数回答可)

- ①年次報告書等の作成・公表 ②ホームページでの公表 ③広報紙等での公表
- ④定期的な報告会等の開催による公表 ⑤記者会見等による公表 ⑥議会への報告
- ⑦その他 (具体的にご記入下さい)

Q12. **Q10で①、②と回答された自治体にお聞きします。**

点検・評価を実施する際、どのようなメンバーが関与していますか。(複数回答可)

- ①行政職員 ②他の行政関係機関 ③審議会 ④学識者 ⑤コンサルタント ⑥一般市民
- ⑦NGO・NPO等 ⑧各種地域組織 ⑨事業者・関係組織 ⑩地球温暖化防止活動推進員
- ⑪条例・計画推進組織 [組織名をご記入下さい: _____]
- ⑫その他 (具体的にご記入下さい)

V. 温暖化対策の位置づけなどについて

Q13. 総合計画の「重要・重点」政策において、温暖化対策がそのひとつとして位置付けられていますか。(位置づけの基準・判断については任意)

- ①位置づけられている ②位置づけられていない

Q14. 温暖化対策を、地域経済や地域社会活動の活性化策に関連付けて、取り組みを推進されていますか。(位置づけの基準・判断については任意)

- ①位置づけられている ②位置づけられていない

Q15. 「環境モデル都市」、「環境未来都市」についての状況や予定についてお伺いします。

ア. 環境モデル都市について

- ①既に選定されている ②応募中または今後応募予定である ③特に応募の予定はない

イ. 環境未来都市について

- ①既に選定されている ②応募中または今後応募予定である ③特に応募の予定はない

Q16. 温暖化対策を実施したことによって、二酸化炭素等の削減以外の何らかの副次的効果を得ることはありましたか。ある場合、以下で該当する選択肢に○を記入下さい(複数回答可)。また、可能であれば、副次的効果についての具体的内容をご記入下さい。

- ①地域・市民活動組織の活動が活発化した
- ②地域・市民活動組織の数が増加した
- ③地域・市民活動組織間の協力関係・ネットワークが強化された
- ④雇用が創出された
- ⑤新しい企業・事業組織等が設立された
- ⑥事業者の売り上げの増加など、地域の商工業に何らかの経済的効果が見られた
- ⑦農産物の売り上げの増加など、地域の農林漁業に何らかの経済的効果が見られた
- ⑧その他、地域に根差したコミュニティビジネスの活発化が見られた
- ⑨観光客が増加した
- ⑩視察者が増加した
- ⑪自治体の知名度が向上した
- ⑫自治体の政策全般、行政組織の改革につながった
- ⑬その他(具体的にご記入下さい)

Q17. 区域単位で温暖化対策を進めていく上で、現在直面している問題・課題について具体的にご記入下さい。

Q18. 今後、区域単位で温暖化対策を進めていく上で、重点的に実施すべきと考える取り組みについて具体的にご記入下さい。

IV. 自治体におけるエネルギー政策・対策について

Q19. 自治体にとっても地域単位での独自のエネルギー政策について検討していくことは、今後の政策課題として重要である。

- ①大変そう思う ②そう思う ③どちらともいえない
④あまり思わない ⑤まったく思わない

Q20. 地域単位で省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用などを進め、地域でのエネルギー自給率向上に取り組むことも自治体の役割であるとする。

- ①大変そう思う ②そう思う ③どちらともいえない
④あまり思わない ⑤まったく思わない

Q21. 独自のエネルギー政策について、方針や戦略などについて検討する場や組織の有無についてお尋ねします。当てはまるものをすべて選んで下さい。(複数回答可)

- ① 庁内で検討する組織や場を設けている。
② 審議会や委員会を設け、専門家や市民の参加のもと検討を行う場を設けている。
(名称: _____)
③ 今後設置することも検討しているが、現在は設けていない。
④ 特に設置する予定はない。

Q22. Q21 で①とお答えになった場合にお尋ねします。

ア. 行政内の検討組織の責任者はどなたですか。

- ① 首長
② 関係部署責任者 (部署名: _____ 役職: _____)
③ その他 (_____)

イ. 行政内の推進組織の事務局 (担当部局)

事務局担当部署名: (_____)

ウ. 参加部局について

- ① 各部局から
② 環境関連部局 (_____)
③ その他 (_____)

Q23. Q21 で②、③とお答えになった場合にお尋ねします。

組織の構成メンバー (その想定) についてお教え下さい。
(_____)

Q24. エネルギー関連施策の検討や実施にあたっての自治体内での体制についてお伺いします。
主にどの部局・課・係が担当していますか。当てはまるものを選んで下さい。

- ① 専門にエネルギー関連対策・施策を担当する部局・課・係を設けている。
(担当部署名：)
- ② 温暖化対策部門などの従来の部局・課・係が兼任している。
(担当部署名：)
- ③ 部局・課ごとに内部で担当を設けている。
- ④ 特に担当などは設けず関連対策・施策ごとに兼任している。

Q25. 自治体において独自のエネルギー政策を展開していく事を考えた際の問題や課題について、
当てはまるものをすべて選んで○をつけて下さい。

- ① 国の方針や目標の明確化
- ② 電力制度の再編（送電分離、電力自由化）
- ③ 必要な権限の移譲を含む法整備（具体的に：)
- ④ 資金・財源の確保
- ⑤ 専門的な人材の登用・育成
- ⑥ 大規模開発事業の規制
- ⑦ 住民や事業者の理解
- ⑧ その他（具体的に）

Q26. 再生可能エネルギーの普及関連政策として自治体で実施している対策や施策の状況、予定についてお教え下さい。当てはまるものを選んで記入欄に○をつけて下さい。

	既の実施している	今後実施する予定	実施するかどうかが検討中	予定はない
①再エネ機器導入補助金制度 (ク)太陽光発電				
(ケ)太陽熱利用				
(コ)小型風力発電				
(サ)大型風力発電				
(シ)木質バイオマス利用				
(ス)小水力発電				
(セ)その他 ()				
②低利融資、利子補給				
③一定規模以上の事業所等への導入義務化など				
④自治体による率先導入、事業化				
⑤メガソーラーなどの事業者誘致				
⑥太陽光発電促進のための公共施設の屋根貸し制度や土地提供				
⑦再エネ促進のための条例や計画の策定				
⑧市民出資型(参加型)の導入事業の実施・支援など				
⑨スマートシティ、スマートコミュニティ促進施策など				
⑩その他に実施しているものや予定などあれば、お書きください。				

【発行】特定非営利活動法人 気候ネットワーク

責任・執筆：豊田陽介（NPO 法人気候ネットワーク）

2013年10月発行

本報告書の内容に関するお問合せは、以下まで。

特定非営利活動法人気候ネットワーク 担当：豊田陽介

〒604-8124 京都市中京区帯屋町 574 番地 高倉ビル 305

TEL:075-254-1011 FAX:075-254-1012 E-mail: toyota@kikonet.org